泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第5条 津波による損傷の防止(耐津波設計方針)

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.27)	全般	先行プラントのまとめ資料(主に島根原子力発電所2号炉)に合わせ、資料構成及び記載表現を変更した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.27)	全般	用語統一ルールに合わせ、記載を適正化した。 (全角/半角, 「及び」, 「又は」, T.P.○○m (+は記載しない), など)	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.27)	全般	検討進捗により、一部の追而を解除した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	全般	ハザード側で審議済である事項やハザード側の資料を引用する内容については、その旨が分かるよう記載を適正化した。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-Ⅱ-1-28, 29, 32 5条-別添1-添付3-25, 26	敷地周辺の河川・水路について「敷地内に流入する河川・水路はない」と表現していた箇所を「津波防護対象設備を設置する敷地(防潮堤内)に直接流入する河川・水路はない」という表現に適正化した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-II-1-29, 30 5条-別添1-添付3-46, 47, 48, 50, 51, 53	水位・流速分布の経時変化 (スナップショット) 及び最大水位上昇量分布図 について、現時点における最大ケースとなる基準津波を用いた結果であることを記載した。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.27)	5条-別添1-Ⅱ-1-43, 46, 5条-別添1-添付3-110, 127, 148, 154, 161, 164	地盤変状と地形変化の使い分けに関して記載を適正化した。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.27)	5条-別添1-Ⅱ-1-55	数値シミュレーションの初期潮位として1961年〜1962年における平均潮位を 設定しているのに対し、48年間(1971年〜2018年)で年間平均潮位が0.06m 変化しているが、入力津波の評価に当たっては、潮位のばらつき等を考慮し 保守的な評価水位を算出している旨、記載を追加した。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-Ⅱ-1-60~67	地震による地殻変動量について、具体的な数値を記載した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-Ⅱ-1-60, 61	余効変動に関して、参考している文献から具体的にどのようなことを確認したのかが分かるように記載を適正化した。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-Ⅱ-1-61, 68, 69	余効変動に関して,2011年東北地方太平洋沖地震による影響について文献を確認し,記載内容を適正化した。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.27)	5条-別添1-Ⅱ-1-75~82	高潮の影響について, 入力津波の評価には直接使用しないが, 外角防護の裕度評価において参照する旨, 注記を記載した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.27)	添付資料3全般	添付資料3の図表番号について、章項目ごとに採番するよう変更した。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-4, 21, 25, 31, 33, 45, 49, 52, 58, 172	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド (2021) の抜粋を削除した。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-12	土捨場の位置について、敷地周辺の地形との紐づけが分かるよう、注記を追加した。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-51	地山前面水位の抽出位置を示す緑線は最大水位上昇量分布図の遡上域の形状を表していることが分かるよう、注記を追加した。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-54	茶津入構トンネル入口の遡上高さについて、高さ方向の裕度が定量的に分かるよう図面を追加した。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-59	以下の通り記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 影響 <u>因子</u> として設定したもの <u>に対して</u> 組合せを考慮する。 (新) 影響 <u>要因</u> として設定したもの <u>同士の</u> 組合せを考慮する。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-61, 111	斜面の抽出結果を示す表において、対象を容易に識別できるようにするため、敷地周辺の地形を示す図面と同様の丸番号を記載した。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-61, 111, 126	地形変化が入力津波に与える影響を整理した表について、定性的評価の結果であることを示し、それぞれの定量的評価の方針を記載するようにした。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-111	地滑り地形の定性的評価を示す表において、地滑り地形②が対象外であることが分かるよう記載を充実した。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-127~149	沈下量の用語について以下のように整理し、記載を適正化した。 ① 不飽和地盤における揺すり込み及び飽和地盤における過剰間隙水圧消散に伴う沈下量 ② 液状化に伴う側方流動による沈下量 ①+② 津波評価における沈下量	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-143	側方流動による水平変位について、「津波の波長に対して十分に小さい」との記載を削除し、「計算格子間隔よりも小さいこと」のみ記載するよう変更した。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-143	以下の通り記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 必要に応じて <u>沈下量の再評価を実施する</u> (新) 必要に応じて <u>入力津波の設定を見直しする</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-158	海域の地盤変状範囲として防波堤で囲まれた専用港湾内を対象としていることについて、遡上解析結果に影響が認められる場合は、範囲を港湾外に拡大することによる影響も検討する旨、記載を追加した。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-164, 170	防波堤の損傷による影響については、基準津波の策定時に確認していることを記載した。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-59,169	入力津波の影響検討に用いる基本ケースの定義について、添付資料3に説明を追加した。また、入力津波の影響要因として検討する地形変化の用語を適正化した(例:陸域沈下5m→敷地・茶津入構トンネル前面地盤(陸域)の地盤変状(5m沈下))。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-354, 355, 388, 389	土捨場に関する図面(形状,断面図,地形モデル)を適正化した。また将来計画の土捨場と斜面崩壊を考慮した土捨場による地形モデルの比較図を追加した。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.27)	5条-別添1-添付3-387	アクセスルートの資料を参考に、土捨場の斜面崩壊による土砂の到達範囲の 考え方を追加した。	